

特定非営利活動法人日本防災士会・徳島県支部会費規定

制定：平成18年6月 3日

改正：平成19年6月24日

改正：平成23年7月 3日

改正：平成27年6月14日

特定非営利活動法人 日本防災士会・徳島県支部の経費として、支部規約第8条第2項にかかる「会費規定」を下記のとおり定める。

第一項 会員は、本支部の運営に必要な経費として、年会費を納入しなければならない。

第二項 年会費は、2,000円とする。
年会費の納入は、全額一時払いによるものとし、返還はしない。

第三項 県支部新規入会者が入会時に年会費を納入した月が、4月、5月、6月、7月、8月、9月については、2,000円とし、10月、11月、12月、1月、2月、3月については、1,000円とする。年会費の有効期間は当該年度末までとする。

第四項 本会費規定は、平成27年6月14日より効力を生ずる。